

収入保険制度に関する「農業競争力強化プログラム」の取りまとめの概要

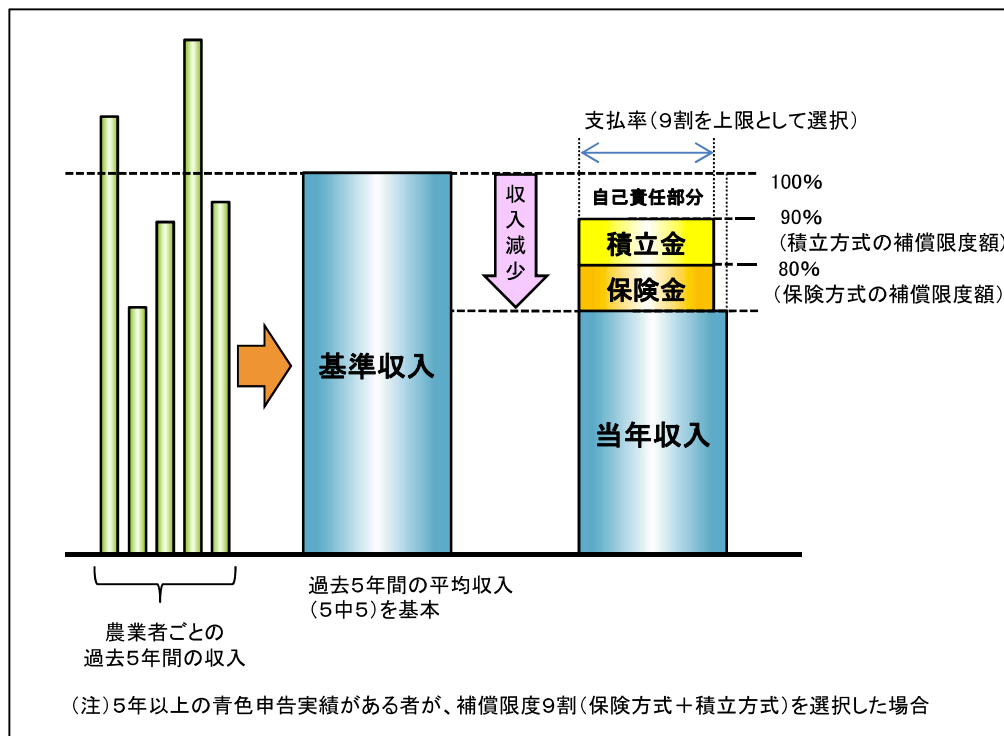
政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

<収入保険制度の具体的な仕組み>

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。主な内容は、次のとおりです。

- **青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。**
※ 5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。
※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。
※ 補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。
※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。
※ 積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

<収入保険制度の補填方式>



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（8割が保険方式＋1割が積立方式）、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

保険料は、7.2万円
積立金は、22.5万円
合計 29.7万円

補填金額

収入減少の程度 （当年収入）	補填金の合計	補填金		補填金を含めた 当年収入 （対基準収入）
		保険金	積立金	
30%（700万円）	180万円	90万円	90万円	880万円（88%）
50%（500万円）	360万円	270万円	90万円	860万円（86%）
100%（0万円）	810万円	720万円	90万円	810万円（81%）

※ 収入保険制度と農業共済やナラシ対策などの類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。